

箕面市二千二十五年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱

(令和六年七月一日訓令第六十号)

改正 令和六年八月九日訓令第六十三号

改正 令和六年十一月二十六日訓令第七十三号

改正 令和七年四月十四日訓令第四十一号

(趣旨)

第一条 この要綱は、二千二十五年日本国際博覧会において、次世代を担う子どもたちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れる体験を重ねることで、新しい未来社会の創造に向け、自らの将来にチャレンジできるよう、箕面市内在住の子どもたちに二千二十五年日本国際博覧会のチケットIDを配付するため、市が大阪府と連携して実施する、箕面市二千二十五年日本国際博覧会子ども招待事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「万博ID」とは、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が提供する万博関連サービスに共通で使用するログインIDをいう。

2 この要綱において「チケットID」とは、二千二十五年日本国際博覧会の入場に必要なとなる十桁のIDであつて、万博IDに結び付けて有効化することができるものをいう。

3 この要綱において「こども招待一日券」とは、会期中に一回二千二十五年日本国際博覧会の会場に入場することができるチケットIDをいう。

4 この要綱において「招待夏パス」とは、令和七年七月十九日から同年八月三十一日までの期間中に二千二十五年日本国際博覧会の会場に入場

することができるチケットIDをいう。

（配付対象者）

第三条 チケットIDの配付の対象となる者（以下「配付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 申請日において、市の区域内に居所を有している者
- 二 平成十九年四月二日から令和三年四月一日までに生まれた者
- 三 次のいずれにも該当しない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号若しくは箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）第二条第三号に規定する暴力団密接関係者

ロ 拘禁刑以上の刑（以下単に「拘禁刑」という。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 既に本事業及び本事業に準ずる他市町村の事業においてチケットIDの交付を決定された者

（配付するチケットID）

第四条 本事業において配付するチケットIDは、配付対象者一人につき次の各号に掲げるいずれかのチケットIDとし、それぞれ当該各号に定める件数とする。

- 一 こども招待一日券 一件又は二件
- 二 招待夏パス 一件

（申請者等）

第五条 チケットIDの配付を申請することができる者（以下「申請者」

という。)は、配付対象者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者をいう。)、世帯主である配付対象者又は市長が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設(別表第一に掲げるものに限る。以下同じ。)に入所している場合は当該施設の責任者(以下「施設長」という。)を申請者とし、里親(別表第二に掲げるものに限る。以下同じ。)へ措置等がなされている場合は当該里親を申請者とする。

2 申請者は、複数の配付対象者のチケットIDをまとめて申請することができる。

3 申請者は、大阪府二十五年日本国際博覧会子ども招待事業(以下「府事業」という。)に係る申請と合わせて本事業に係る申請をするのと(以下「一括申請」という。)ができる。

(申請方法等)

第六条 申請者は、市長が指定するウェブサイトの電子申請システムにより申請することとする。ただし、当該電子申請システムによりがたい場合は郵送申請書(様式第一号)により申請することとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類の写しを前項の規定による申請に添付しなければならない。

一 次号及び第三号以外の者 イ又はロに掲げる書類

イ 申請者及び配付対象者の個人番号カード、住民票(世帯主及び続柄が記載され、個人番号が記載されていないものであって、三月以内に発行されたものに限る。次号において同じ。)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書又は国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証若しくは資格確認書

ロ その他イに掲げる書類に準ずるものとして市長が特に認めるもの

二 世帯主である配付対象者 住民票その他住民票に準ずるものとして
市長が特に認めるもの

三 里親 イからハに掲げるいずれかの書類及び第一号イ又はロに掲げる書類

イ 大阪府はぐくみホーム（養育里親）証明書、大阪府養子縁組里親
証明書又は大阪府専門里親証明書

ロ 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給
付に関する取扱いについて（平成二十七年三月三十一日付け雇児
福発〇三三一第一号・雇児母発〇三三一第二号・障障発〇三三一
第二号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・雇用均
等・児童家庭局母子保健課長・社会・援護局障害保健福祉部障害
福祉課長通知）に基づく受診券

ハ 里親であることが確認できる証明書

3 前二項の規定にかかわらず、施設長は、施設に入所している配付対象
者の氏名及び生年月日を入所（委託）措置通知書等により確認の上、施
設用申請書（様式第二号）及び配付対象者一覧表（様式第三号）により
申請することとする。

4 申請の受付期間は、次の各号に掲げるチケットIDの区分に応じ、当
該各号に定める期間とする。

一 こども招待一日券 令和六年九月十三日から令和七年九月三十日ま
で（郵送による申請にあつては、令和六年九月十三日から令和七年九
月十二日までのいずれかの日の消印があるものに限る。）。

二 招待夏パス 令和六年九月十三日から令和七年八月二十日まで（郵
送による申請にあつては、令和六年九月十三日から令和七年八月十八
日までのいずれかの日の消印があるものに限る。）。

（交付決定等）

第七条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、チケットＩＤの交付の可否の決定（以下「交付決定等」という。）をするものとする。ただし、一括申請の場合にあつては、市長は、大阪府知事（以下「知事」という。）の審査に基づき交付決定等をするものとする。

2 前項の場合において、府事業に係るチケットＩＤの交付については、知事が交付決定等をするものとする。

3 市長は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めるものとする。ただし、軽微な不備については、職権で補正することができるものとする。

（交付決定等の通知）

第八条 市長は、前条の規定による交付決定等をした場合は、その内容を電子メールにより申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、郵送申請書による申請について、交付を決定したときはチケットＩＤ交付決定通知書（様式第四号）により、不交付を決定したときは不交付の理由を付してチケットＩＤ不交付決定通知書（様式第五号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請が一括申請の場合であつて、当該一括申請に係る知事の交付決定等の通知の時期が前二項の規定による通知の時期と異なるときは、当該通知に通知の時期が異なる旨を明示するものとする。

（交付決定の取消し等）

第九条 市長は、チケットＩＤの交付の決定を受けた者が次に掲げる事由に該当する場合は、当該チケットＩＤの交付の決定を取り消すことができる。この場合において、本事業に損害を与えたときは、損害の賠償を

請求することができる。

- 一 配付対象者が第三条に規定する要件に該当していなかった場合
- 二 チケットＩＤを配付対象者以外に譲渡した場合
- 三 チケットＩＤを不正に取得した場合
- 四 チケットＩＤを他人に交換又は売却し、利益を得た場合
- 五 チケットＩＤを担保に供し、又は質入れを行った場合
- 六 チケットＩＤの取得、使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合

七 その他この要綱に反する行為等として市長が不適当と認める行為を行った場合

２ 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、その内容を電子メールにより交付の決定を取り消された者に通知するものとする。ただし、当該交付の決定に係る申請が郵送申請書によるものであるときは、チケットＩＤ交付取消決定通知書（様式第六号）により通知するものとする。

３ 市長は、前項の規定により通知した場合は、チケットＩＤの無効化を博覧会協会に対して依頼することができる。

４ 市長は、チケットＩＤの不交付の決定を受けた配付対象者が第三条に規定する要件に該当していたことが判明した場合は、当該不交付の決定を取り消すことができる。この場合において、当該不交付の決定を受けた者に電子メール（当該不交付の決定に係る申請が郵送申請書によるものであるときは、チケットＩＤ交付決定通知書）により通知することをもって不交付の決定を取り消し、交付の決定をしたものとみなす。

（調査等）

第十条 本事業において前条に規定する取消しの事由に該当するおそれが

あるときその他市長が必要と認めるときは、必要な事項について調査することができる。

- 2 前項の調査に応じない場合、市長は、第七条の規定による不交付の決定又は前条の規定による交付の決定の取消しを行うことができる。

（紛争の解決等）

第十一条 配付したチケットＩＤの盗難、紛失及び滅失に対して、市長は一切責任を負わない。

- 2 申請者又は配付対象者と博覧会協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市長は一切責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第十二条 市長は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年大阪府条例第六十号）、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第二十二号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の保護に係る適切な措置を講じることとする。

（委任）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和六年訓令第六十三号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和六年訓令第七十三号）

この要綱は、令和六年十二月二日から施行する。ただし、第三条第三号ロの改正規定並びに様式第一号及び様式第二号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

附 則（令和七年訓令第四十一号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

別表第一（第五条関係）

一	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
二	児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
三	児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関
四	児童福祉法第三十七条に規定する乳児院
五	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設
六	児童福祉法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設
七	児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
八	児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設
九	児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設

別表第二（第五条関係）

一	児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親
二	児童福祉法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親